

平成 24 年度第 3 回（平成 24 年 10 月 31 日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（9 名）

雪嶋会長、糸賀委員、木寺委員、山口委員、持田委員、加藤委員、土井委員、
中澤委員、箕形委員

図書館側委員（4 名）

野田中央図書館長、柴資料係長、喜多利用者サービス係長、加藤こども図書館長

図書館事務局（4 名）

鍋島管理係長、甲管理係主査、萬谷利用者サービス係主査、佐藤管理係主任

2 場所 中央図書館 4 階 大会議室

3 検討事項

図書館資料の貸出点数及び延滞期間について

4 協議事項

これからの図書館サービスのあり方について

- (1) 多様なメディアと幅広い分野
- (2) コミック（まんが）
- (3) 蔵書構成や資料の収集・保存・提供

【 会長 】

ただ今から、平成 24 年度第 3 回の新宿区立図書館運営協議会を開催します。

今回最初の議題ですけれども、次第の 2 の検討事項で、図書館資料の貸出点数及び延滞期間についてということで、説明していただいてもよろしいでしょうか。

【 図書館側委員 】

図書館から、検討事項について説明させていただきます。

図書館では、図書館資料の貸出点数および延滞期間について検討を行ってきました。貸出点数を増やしてほしいとの要望がある CD については、所蔵点数が増加していますが、総貸出点数は減少しています。一方、貸出停止になるまでの期間（延滞期間）が 40 日あるため、図書館資料の効果的な流通を妨げています。貸出点数や延滞期間の変更は多くの利用者に影響を及ぼすため、図書館運営協議会の意見を踏まえて決定していきたいと思っています。

図書館資料である音響資料のうち、特に CD の現在の状態について説明させていただきます。図書館は今まで、より多くの方に資料をご利用いただけるように、CD の貸出点数および予約点数を 3 点までとしてきました。3 点に制限することにより、利用者が一定の在庫の中から借りたい CD を選べるできるよう配慮してきました。しかし、CD の所蔵点数は毎年、増え続けていますが、総貸出点数が 2 年ほど前から減少しています。特に、学生

など若い方の総貸出点数が 4,000 点近く減少しています。また、CD の貸出点数を増やして欲しいという要望があります。このような現状を勘案して、図書館としては、所蔵 CD の有効活用を図るため、貸出および予約点数を増加することを考えています。なお、他区の CD の貸出点数の状況ですが、3 点が 7 区、4 点が 2 区、5 点が 6 区、6 点が 2 区、10 点が 3 区、20 点が 2 区、48 点が 1 区であり、各区まちまちです。

現在の貸出点数は、音響資料として「CD、カセットテープ、レコード合わせて 3 点」です。貸出点数を増やすことにより、資料の在庫が減り、利用者の資料選択の幅が狭まる可能性があります。そのため、貸出点数は何点が適切であるかをシミュレーションしました。貸出点数 3 点の現在は、在庫率は約 75% です。5 点になると約 60%、6 点では約 49% になると想定されます。

次に貸出点数・予約点数を増やした場合の課題について三つ述べます。一つ目は予約点数を増やすことにより、これまで予約できなかった CD にも予約できるようになるため、人気のある CD の予約が増加します。これにより、人気のある CD は予約待ちの期間が長くなる可能性があります。これについては適正な流通を促進させるルールが必要であると考えています。適正な流通促進のための対策については、後ほど説明します。

二つ目は貸出手続きの時間が増えます。貸出手続きの際には、窓口で CD ケースからディスクを取り出して、傷の有無の確認等を行っていることから、貸出枚数が増えると貸出手続きに要する時間が増えます。また、貸出機の IC タグの読み取り能力の関係で貸出手続きに時間がかかる可能性があります。これについては、貸出点数が増えたため、時間がかかることを説明し、理解を求めています。三つ目は返却手続きの時間が増えることです。貸出手続きと同様に、CD の盤面チェックをしていることから、貸出枚数が増えると返却手続きの際にも時間がかかります。これについても、貸出点数が増えたためであることを説明し、理解を求めています。

以上の検討の結果から、図書館は音響資料「CD、カセットテープ、レコード合わせて、貸出点数を 5 点」とし、要望に応えるとともに資料の有効活用を図りたいと考えています。

他の種類の図書館資料の貸出点数についても検討しました。図書についてですが、蔵書数、貸出点数とも、順調に伸びており、現状通りの貸出点数とします。DVD については、需要が高く、貸出点数を増やすと DVD 架にある資料が減ってしまい、資料の選択の幅が狭くなるため現状のままとします。今後、所蔵数が増加した時点で、再度貸出点数等について検討します。ビデオテープについては、需要が低く、要望もないため、現状のままとします。レコードやカセットテープは、購入していないため、所蔵している資料のみ貸出します。

次に、図書館資料の適切な流通を促進させるルールについて、検討した案を説明します。

現在、図書館資料の返却を貸出期限から 40 日以上怠った者に対して貸出を停止しています。この 40 日を 14 日に変更することが今回の提案です。他区の状況ですが、1 日が 5 区、2 日が 1 区、7 日が 1 区、10 日が 1 区、14 日が 2 区、1 カ月が 9 区、40 日が 2 区、3 カ月が 1 区、1 年が 1 区です。これも各区まちまちです。この期間を 14 日に設定する理由です

が、40日から14日に26日間短縮することで滞っている約2,000人分の資料が返却され、その流通を促進することができると考えています。また、貸出期間と同じ14日にすることで、利用者の理解がし易いと考えました。

以上が説明になります。

【 会長 】

貸出点数の増加と延滞期間の変更ですけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。

【 運協委員 】

CDの所蔵点数が増加して貸出点数が減少していると書いてあるのですが、貸出点数が減少しているといっても、人気のあるCDというのが出ていましたが、どういうのが人気があるといった分析がないと、一概に分からないと思います。従いまして、ここでは、貸出点数の年代の推移ということで、一般の方と学生の方という分析がされていますが、その中で、どういう種類や分野に人気があるのかないのか。そういうデータがないとじっくりこない点があります。DVDでも、どういうものを収集したらいいのかということで、その辺は図書館として分析した結果というのは、どこかに出ているのでしょうか。需要調査は、それぞれされていると思うのですが、どこかに出ている資料はございますか。

【 図書館側委員 】

「しんじゅくの図書館2012」の32ページです。

【 運協委員 】

分かりました。見させていただきます。

【 運協委員 】

この貸出点数と延滞で貸出停止にするまでの期間の問題というのは、どこの自治体でも頭を痛めています。それで、いくつか確認というか質問をしたいと思います。それから、今、委員が言われたことは重要で、どういうものが借りられているのか、人気があるのか、予約がたくさん入っているのか。それが、レンタルCD店とか民間で賄えるものであれば、税金を使って準備をする必要もないと思います。一番大きいのは、これだけ貸し出しが減ってきていたり、需要が減ってきているのに、同じようにCDを買い続ける理由はなぜでしょうか。また、CDの購入は、ほかのものを買うことに回したほうが良いと考えられるということが、大きなことの1つです。

二点目に、貸出点数3点の場合、在庫75%、5点にすると60%、6点で49%と見ると、どうしてこういう数字が出てきたのかを知りたいというのが1つです。

三点目に、ICタグの読み取り能力の関係で、貸出手続きに時間がかかるとありますが、こうならないようにICタグを入れているのだと思いますが、なぜ3点が5点に増えただけ

で、貸出手続きがそんなにかかるのか。数秒の話だと思いますし、本来、IC タグを入れれば同じはずです。それがよく分からないというのが1つです。

四点目に、貸出点数を増やすと在庫が減るとあります。先ほどのシミュレーションでもそうですが、資料の選択の幅が狭くなるから現状のままにするという考え方があるのですが、資料の選択の幅が狭くなるのではなくて、より多くの利用者に使ってもらうために、本の場合も同じですが、CD も DVD も冊数を制限するのだと思います。10 点とか 10 冊借りられてしまうと、その人はそのうちの 1 点とか 1 冊しかその時点では読んでいないのに、他の 9 点は誰も使えない状態になってしまいます。それが公共の財産として極めて効率が悪いのだと思います。本来は、読みたい本を 1 点だけ貸せば、より多くの人が区の財産である蔵書を使えます。ただ、1 点読むたびに、また図書館に返しに行ってもまた借りるというのでは効率が悪いから、3 点とか 5 点という範囲で行っているのだと思います。1 人の人間にとっての選択の幅が狭くなるとか広がるというよりも、公共の財産としてより多くの方々に使ってもらうというのが一番の命題だろうと思います。

そう考えたときに、提案にある延滞期間についてですが、豊島区は 2 日になっていますが、2 日であれば十分だと思います。これはルールですから、返却期限を過ぎたら、直ちに貸出停止にしてもいいと思っています。今回の提案も、ルールを守らなくても、あと 14 日間は借りられるという話ですが、それは、ルールをみんなで守りましょうと子供たちに教えているときに、守らなくても、そのあと 14 日は借りられますというのはおかしいと思います。もう少し短くてもいいと思いますが、公平性とか平等性の観点からルールをきちんと守りましょうということを徹底する意味では、基本的にはこれを短縮するという点については、賛成です。

【 会長 】

数点ご質問がありましたので、それについてお答えいただきたいと思います。

【 図書館側委員 】

CD 架の在庫率については、図書館システムの統計から計算をしました。計算の方法ですが、貸出中の資料、予約資料、他館から回送中の資料の点数をそれぞれ出し、全部の資料数から引くことにより、貸出可能率を出しました。5 点であれば、3 点のときより、1.66 倍流動するので、CD 架の在庫率は 60%になるという手順で計算しました。

【 運協委員 】

実際に利用者は必ず最大限借りるとは限らないので、そのように動くかどうか分からないと思います。必要な 1 点、2 点だけ借りる人もいるので、3 点から 5 点にしたら 1.66 倍になるとは言えないと思います。

【 図書館側委員 】

確かに推測ですので、必ずしもこの通りになるかは分かりませんが、現在の貸出し点数3点での実際の貸出可能率を元にして推測しましたので、ほぼ近い貸出可能率になると考えています。

【 運協委員 】

そういう意味ですか。分かりました。

【 図書館側委員 】

次に IC タグですが、CD の貸出点数が3点から5点に増えたからといって、すべての種類において時間がかかるというわけではなく、本であれば10冊以上あっても読める機能を持っています。しかし、CD の場合は、1枚だけではなくて、3枚組や5枚組のものもあるため、ケースを開けてCDを出せば読みとることはできますが、そのための時間がかかるという意味で説明しました。

【 会長 】

最後にCDの利用が減っているのに、これからもCDを収集するのかという質問ですが、いかがでしょうか。

【 図書館側委員 】

利用は減っているのですが、予約があるものや今後、保存していかなければならないと考えるものについては、これからも購入をしていくという方針で進めております。他区ではCDの購入をやめている区も確かにありますが、新宿区では、当分の間は購入を続けていきたいと思っております。

【 運協委員 】

これから圧倒的に電子資料が多くなり、メディアとの関連が多くなりますから、図書館の蔵書は全く形態が変わるだろうと思っています。その観点で言うならば、CDやDVDは、図書館が取り扱うものではないと思っています。

それから、図書館自体の今後のあり方という問題で、一番考えているのは、皆さんが集まる図書館。言うならば、読みに来る図書館であって、いかに利用できるかが重要であるということです。図書館に来たらこんないい本があったというものを読みにいきたいし、あるいは家にいるときにいろいろ調べてみたら、新宿区の図書館にこんな本があるんだと、だから図書館に来て読みたいということのほうが先ではないかと思えます。

図書館に蔵書がなければ、図書館に来る価値がないという観点で言うならば、貸し出しに関しては、制限を強めてもいいと思います。具体的に言うならば、もっと日数も減らしでもいいし、冊数は当然減らすべきだと思います。ルールに違反した場合には、当然、厳

しく罰するべきだと思います。これからの図書館、特にパブリック図書館という性質を見据えた上で、10年後、20年後でも、区民が図書館に行って利用できる。あるいは図書館でなければ利用できないという環境にしていきたいと思っています。

【 会長 】

ほかにご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

【 運協委員 】

今回のCD・DVD・ビデオの視聴覚資料に関してですが、今、新刊や新しく出た人気のある資料というものに関して、議題にのぼっていると思いますが、昔からあるもので、人気のあるDVDも多いかと思います。傷が多くて見られないことも多々あるのですが、そういう、今、新しく流通していないもので、個人では入手できない古いものに関して、図書館でしか借りられないもののメンテナンスというのは、どのように組み込んでいらっしゃるのかということをお伺いしたいのです。

【 図書館側委員 】

視聴覚資料についてのメンテナンスですが、お客さまから返却されたときに、映像の乱れがないかとか、音飛びがないかということをお聞きして、見られないと言われたものについては、職員が盤面を研磨して、再度それが見られるかどうかを確認したり、見られるかどうかをチェックできる機械を使って確認をしています。

ただし、DVDの場合は、再生用のプレーヤーで見るか、パソコンで見るかということで、見られたり見られなかったりします。また、再生機器の会社によって見られないものがあるというお申し出もあります。人気があるものでメンテナンスしても見られないDVDにつきましては、購入できるものは再度購入しています。著作権の問題があるため、著作権許諾が取れたDVDしか購入ができませんので、難しい問題になっております。

【 会長 】

今回のこの検討事項ですが、この協議会で利用者の意見として、新宿区の全館で、貸出点数を3点から5点にすることについてと返却日から貸出停止日までを14日にして短期間に設定にすることですが、このことについて、14日が適当かどうかという部分の意見がまとまればと思います。

【 運協委員 】

おそらく、これを実施した当初は、窓口でのクレームがすごく多いと思いますので、段階的に実施せざるを得ないと思います。今まで40日を認めていたから、これを14日にして、いずれはもっと短縮していいと思います。1つ確認です。今、問題になっているのはCDなどですが、普通の本はどういう扱いになるのかということと、延滞期間中のこの14日

間に、ほかの CD や DVD を借りようとした場合は借りられるのですか。

【 図書館側委員 】

40 日の延滞期間中は貸し出しをしております。もちろんカウンターでは、督促をしております。また、CD だけなのかというご質問ですけれども、本に関しても 14 日に短縮することを考えています。

【 運協委員 】

そのときの貸し出しできる冊数や点数は、視聴覚資料というのは、全部込みなのですか。それとも本は 10 冊まで CD は 5 点までとなるのですか。

【 図書館側委員 】

本に関しては 10 冊まで、CD・レコード・カセットといった音響資料といわれているものが、今、3 点ですけれども、それを 5 点。映像資料に関しては、ビデオが 2 点、DVD が 1 点。DVD を 1 点借りた場合は、ビデオ 1 本の貸し出しとなります。

【 運協委員 】

CD を延滞している人が、その延滞している最中に、本は相変わらず 10 冊まで自由に借りられるわけですか。

【 図書館側委員 】

借りられます。

【 運協委員 】

いずれはルールを守るようにするべきだと思います。延滞している方は、その間は貸し出しができなくても仕方ないと思います。延滞しているものを返して、次のものを借りればいいと思います。

【 運協委員 】

最近、世田谷区は 2 週間からもっと減ったと思います。超過している場合は貸してくれません。それと、たくさん予約が入っていて待っている人がいる本については、電話で連絡をいただきます。手間もかかるし、お金もかかっていると思いますが、連絡をいただくと「返さなきゃ」とも思いますし、子供の教育のためにも、2 週間借りたら返す。そういうことを丁寧に教えていく方がいいのではないかと思います。

【 図書館側委員 】

新宿区の場合も、予約が入っているものに関しては、延滞になった方がいれば、1 週間

以内にお電話をしております。また、はがきでの督促や訪問での督促を行っております。

【 運協委員 】

今の話は、全く逆だと思っています。これからは、窓口における手間は技術を使って簡略化しなければいけない。電話をかけなければいけない、クレームに関して対応しなければいけない、これは図書館員のお仕事でしょうか。この辺に関してもう少し議論すべきだと思います。

これからの図書館は、図書館員はいらないだろうと思います。みんな、コンシェルジュであるべきだと思います。そういう中に、本のこと以外の、本を返さない人に対して電話をしなければいけない。場合によっては、手紙を出さなければいけないというのはナンセンスです。これからの図書館員の仕事は、コンシェルジュだと思っています。事務的なものは一切省くべきだと思います。そういう観点から考えるならば、事務的なものに関してはルールを明確に決めて、より機械的に処理すべきだと考えます。

【 会長 】

今の委員の意見については、実際には図書館員は、督促などに相当精力を費やしております。もう一つ、新宿区では、個人情報保護条例で督促メールを発信できないということです。機械的にできないということもあります。

今後は、できるようにするとか、なんらかの方法があると思いますが、それでも返さない人たちは大勢います。一生返さない人もいます。これは図書館員の最も大きな悩みです。図書館たる以上、今後もこの業務はずっと続くのは確かです。今後そういうことは、図書館員の仕事ではないとはなかなか言えないと思います。そこまで利用者の面倒を見なければいけないのが、図書館員の悩みだということをご理解ください。

ここで、皆さまのご意見として、CD に関する利用の変更について、特に反対という方はいらっしゃいますでしょうか。それから、貸出停止期間を短くするということについて、40日を14日に減らしますから、利用者からクレームが来る可能性がありますけれども、よろしいでしょうか。それでは、今後この検討事項について、いつから実施するということも含めて、どのように決めたかということ、また図書館から報告していただきたいと思っております。お願いいたします。

次の議題に行かせていただきたいと思います。

次は、これからの図書館サービスのあり方ということで、今回のテーマは、ご意見をいただいている協議事項が3つあります。最初は、「多様なメディアと幅広い分野」です。それから「コミック（まんが）」についてと、「蔵書構成や資料の収集・保存・提供」についてです。議論の仕方ですけれども、いただいたご意見をいくつかの項目に分けました。例えば多様なメディアと幅広い分野について言いますと、番号の1、2、3、4、5が収集、6が保存、7、8、9までが提供ということで大きく項目をまとめています。コミックも同じようにまとめております。これらが最終的に、全体の蔵書構成にかかわる問題になり

ますから、そこを踏まえながら議論していかなければいけないということになります。

いただいたご意見、内容、それから趣旨の中で、分かりにくいものについて、提案された方に答えていただくということで議論をしていきたいと思えます。

多様なメディアと幅広い分野についての収集というところでは、いろいろなメディアや資料の種類が主な内容となっています。番号1では、充実すべき分野として、健康・医療・福祉情報とあります。それからビジネス・消費者関連についての資料と情報を収集すべきであるということになります。

図書館の現状が一番右のほうに書いてあります。

1つ確認ですけれども、図書館の現状ということですが、これは地域図書館も入っていますでしょうか。

【 図書館側委員 】

全体としての対応ということで、入っております。ただし、中央図書館の機能に関する部分については、中央図書館では、とさせていただきます。

【 会長 】

今後、新しい図書館になっても、この関連の情報というのは間違いなく必要ですし、それから地域図書館はそれぞれ担当している部分もありますので、新しい図書館ができるときに、地域図書館との関連性をどうするかということではないかと思えます。何か疑問がありましたら、質問していただければお答えいただけますが、よろしいでしょうか。

【 運協委員 】

電子書籍に対するご意見がいくつかあるように思えます。電子ブックあるいは電子書籍と表現は分かれています、テーマが多様なメディアとなっているから、メディアの形態や形で言われていると思えますが、問題はどのようなコンテンツのものなのかという中身です。必要なコンテンツが電子書籍の形態でしかなく、入手できないのであれば、電子書籍を入れるということです。今後、出版デジタル機構というところが、10万点を目指して図書館向けのコンテンツを作っていくという計画があります。そうなってきたときには、公共図書館でも購入や提供は考えられます。提案された番号の5番や8番、それから7番も一部関係してくると思えますが、この場合は、どのような電子書籍、あるいはeBOOKの購入とかの充実をお考えなのでしょうか。補足説明をお願いします。

【 会長 】

5番、7番、8番とのことですが、5番について提案された委員の方、ご説明していただけますでしょうか。

【 運協委員 】

電子書籍が入ってきている状況ですけれども、これを図書館でも借りられるということが、これからは必要になってくるのではないかということで書いてみました。ただし、こういうものに関しては、著作権の関係であったり、それを簡単にコピーしたりできないようにする必要があるということが考えられますので、図書館としてどのように対応していくか検討が必要だと思いますが、図書館で貸し出しができる方法も考えていいのではないかとということで提案しています。

【 会長 】

そうすると、中身というよりは形態として、今後それが増えるからということですね。現在、電子書籍の図書館における貸し出しはすでに例があります。電子書籍でしかないものがこれから増えてくる可能性はあります。新しい図書館ができるころには、そうになっている可能性はあります。

【 運協委員 】

それは、電子書籍を読むリーダーというか、ガジェット（道具）というか、それを貸す意味なのか。通常の、日本に入っているいくつかの電子書籍の貸し出しは、貸し出しではなく全部が公衆送信です。公衆送信するには、著作権者の許諾が絶対に必要です。そうすると、こういう本を提供しているベンダーというのが、著作権の処理が済んだものを図書館に対して提供しているので、図書館は別に個別には対応しなくて良いと思います。

電子書籍は著作権法に基づくコピーはできませんから、図書館資料ではないです。図書館では、図書館資料でないとコピーできません。それからコピーできるのは半分以下という制限がありますけれど、ベンダーが図書館向けに、図書館で利用できるようなプラットフォームで提供したものを図書館は選んでいくことになりますので、今までの本と同じ概念でそれがただデジタルに変わるだけではないので、だいぶ違ってくると思います。選択の余地がどこまであるのか。1点1点本を選んでいたものが、ある程度のかたまりで選ばざるを得なくなるのではないかと思います。それから、貸し出しについても、従来の本の貸し出しやコピーとは少し違う概念になってくるということです。

コンテンツが図書館にとって本当に使えるものなのか、公共性があるものなのかどうか、それから、読む機械やリーダーも含めて貸すとか、読む機械はパソコンなのか、メディアは自分で持っていて、そこにダウンロードしていくのかということがあります。それから、貸し出しという概念でいくと、2週間なら2週間の間、アクセスができたり見られるだけなので、延滞という問題はおそらく起きません。そういう意味では、先ほどのCD・DVDも音楽配信型のサービスによって、延滞の問題は解決できるような気がします。

メディアとして、電子はこれから進んでいくというのは間違いないと思いますが、だから電子書籍は無条件に入れていくんだというような議論はどうかと思います。もう少しコンテンツとの関連を見極めていったほうがいいだろうと思います。

【 運協委員 】

1つ教えてください。イメージをしていたのは、図書館にリーダーを設置しまして、図書館で閲覧させるという方法は取れないのかと考えていたのですが、いかがでしょうか。

【 運協委員 】

もちろん取れます。ただ電子書籍の利点というのは、どこでも重さはあまり感じることはない。つまり10冊の本でも軽く持ち運びできるので、それが図書館の中だけでしか読めないとなると、あまり電子書籍のメリットというのではないと思います。

【 運協委員 】

メリットのあるものとなないものがあると思います。新中央図書館でも、今の視聴覚ホールのような多角的なメディアを活用することで、図書館内でもできることがあると思うので、その一端としまして、映像資料などを、図書館内で利用させる総合的なことを考えたかどうかと思いました。

【 運協委員 】

館内で見られるだけというのもいいと思いますが、対応は考えてもらわなくてはならない。ただ、そのときにコンテンツの問題はすごく大きくて、中身がどうなのかです。明らかにエンターテインメント系のものが多ければ、税金を使って購入する意味がないと思います。むしろ、個人が携帯電話でも読めるので、そういうもので見ていくほうが一般的です。それからもう一つは、著作権です。3つのCといって、コンテンツとコピーライトと、もう一つはコストです。価格がいくらか、ものすごく高くなるのであれば、図書館で購入するに値しない。おそらく、コストは下がっていくので、図書館としてはあと2、3年のところが勝負です。特に、出版デジタル機構がどういう公共図書館向けのサービスを今後行っていくかによって、図書館側は見極めていかなければならないと思う。コストとコンテンツとコピーライト、ここが見極められれば、増えていくという可能性はあります。今のコンテンツの内容を見ている限りは、しばらく図書館は様子を見ていても大丈夫だと思っています。

【 会長 】

それでは次に、7番、8番について、提案された委員の方から述べてもらいたいと思います。デジタルライブラリーの整備というのがあがっているのですが、これはどのようなことをお考えなのか、少し説明していただきたいと思います。

【 運協委員 】

特に、新中央図書館を想定して考えていたので、そういう設備や施設がおそらくできるだろうと思って提案をしました。今ある映像資料で十分かどうかということもございます。

CDとかDVD以外に、16ミリといったフィルム関係、映画関係などですが、今も図書館で映画会を行っているでしょうし、しかも歴史的な映像資料というのは、行政資料の中にあるのではないかと思います。それから、地図資料ですが、地図データや写真のたぐいを含めて、総合的に整備していかないといけないのではないかと思います。特に、音声データも含めまして、そういうのがあるのではないかと思います。

あともう一つ気になったのは、新宿にケーブルビジョンがありますが、区とタイアップをして行っているのですが、地域データ等になるのか行政データになるのか分かりませんが、再開発関係の取り組みを地域の動きということで行っていました。前後の経緯から始まって完成までを事細かに紹介していた映像データがあったのですが、そういうものというのは、将来的に取っておいていただくと非常によろしいのではないかと思います。図書館として、地域データとして、整備していく話ではないのかという気がしていたものですから、映像資料データという意味で、整備ということを書いております。

もう一つは、インターネットを利用したと書いてありますが、インターネットを使ってデータを仕入れて、それに関する書籍は図書館に来ていただいて利用していただくということでございます。情報社会に対応した図書館のサービスのあり方として、インターネットで簡単に検索をしまして、図書館に来て具体的な映像ガイドラインを活用してみてもどうかということでございます。ここで書いてあるのは、貸し出しということではなくて、実際に活用する場合は図書館内での提供ということになると思います。

【 会長 】

分かりました。ありがとうございます。このデジタルライブラリーは、新宿区で持っている保有資料のデジタル化を踏まえてということですか。

【 運協委員 】

新宿区の行政データがどうなっているのか知りませんが、PDFファイルで取っておき、引き継ぎをして保管されると非常に便利だし、取り出し方も便利ではないかと思います。特に地図データは、必要ではないかという気がしております。

【 会長 】

ここにあるインターネットや電子書籍とは違う提案ですが、デジタルライブラリーというのは、他の自治体で行っておりますけども、新宿区はそういう計画というのはあるのでしょうか。

【 図書館側委員 】

デジタルライブラリーにつきましては、今、検討をしているところです。ただし、電子書籍につきましては、図書館として買えるものが、まだ少ないです。最近、秋田県立図書館がデジタルライブラリーを始めたようですが、利用者が必要とする情報をそこで提供で

きるかという、それだけのコンテンツがまだそろっていないとのこと。次に電子ジャーナルですが、ニューズウィークの米国版・国際版のように電子媒体に移行する資料が出始めております。今後、どのように利用者に提供したらいいかというところで、検討をしている最中です。

【 会長 】

新宿区で持っている今までのデータですが、例えば映像資料をデジタル化するか、そういう行政資料のデジタル化に関しては、デジタルで持っているものをどのように公開するか。それから、画像などを電子化していく計画はありますか。

【 図書館側委員 】

ゆかりの人物は、現在、データベースにして図書館のホームページで公開をしていますが、古い映像資料は歴史博物館で保存しています。また、古い写真については、歴史博物館のホームページでも公開しています。このように、役割分担をしながら歴史博物館と連携していくことが必要と考えています。

【 会長 】

分かりました。図書館だけではなく、もっと広い連携で行うという観点だと思います。そういうことでよろしいでしょうか。今後の中央図書館の役割というのも、そういう連携の中にあるかと思います。それから、8番についてもコンテンツが示されていますが、これは電子書籍というよりも、コンテンツが電子で提供される場合には、こういうもの入手すればいいということだと思いますが、いかがでしょうか。

【 運協委員 】

5番のところの一番右に書いてありますが、電子書籍を導入済みの自治体は12自治体となっています。国内の多くの公共図書館では、現在ビジネス関係のものが多く、その他に白書、辞典、法律関係、あとは資格を取るための問題集などがあります。問題集は、今まで図書館の蔵書には入れられませんでした。なぜなら、書き込みされてしまうからです。ところが、電子書籍だと書き込みの心配がないので、いろいろな資格を取るための問題集や受験案内などを購入しているところはすごく多いです。

【 運協委員 】

この多様なメディアと幅広い分野という質問を受けたときに、メディアとコンテンツの話のきれいに分けられないといけないと思いました。メディアとコンテンツを分けて、新宿区の持っている独自情報を電子媒体化するという作業は、図書館のこれからの仕事だと思っています。情報の提供にあたって、インターネットや今あるツール等を使うとなると、図書館の役割というのは相当出てくるのではないかと考えています。申し上げたかったのは、

新宿が持っているさまざまな情報をまとめるということが、新宿区の図書館の大きな役割なのかなということです。

【 会長 】

ありがとうございます。次に、今までの意見とは系統の違うものとして、4番と9番があります。4番は点字書籍と朗読ブックです。点字書籍というのは、視覚障害者用の資料ですが、朗読ブックというのが分からないので、提案された委員の方、説明していただけますでしょうか。

【 運協委員 】

利用者の中で、障害をお持ちの方のことを考えた時に、わざわざ図書館まで出掛けて書籍を借りるということは、大変なこともあるかもしれないと思い、インターネット上でできればと思ったのですが、点字書籍というものがインターネット上でどう見られるかという詳しいことは分かりませんが、書かせていただきました。朗読ブックに関しては、ダウンロードして再生するということはできるのでしょうか。

【 会長 】

例えば、新宿区では日本点字図書館で対応しています。日本点字図書館は全国サービスをしておりまして、新宿区の中央図書館がそれをどのように行うかというのは、非常に大きな問題で議論になると思います。現状では、例えば点字書籍という点字本は、日本点字図書館に多数あって、新宿区の場合は多くありません。そして、デイジーという視覚障害者用のCDやSDカードもあります。あと、日本点字図書館でダウンロードができるというものも作っておりまして、新宿区で独自にそれを行うかどうかというのは、また別な議論になりますが、そういう全国サービスがすでに存在しています。

【 運協委員 】

それは各家庭のネット上でダウンロードできるのですか。ダウンロードというのは、どのようなシステムですか。

【 会長 】

デイジーの再生機械が特別にありまして、普通のCDは読めないのが機械ごと貸し出しをしています。視覚障害の方が直接来なくても、代理の方でもできます。また、ダウンロードするには、会員登録をしないとできないようになっています。これは障害の度合いがありまして、それによって決まっていますので、誰でもその資料を使えるわけではないという制限がかかっています。

【 運協委員 】

技術的な状況が分かりませんが、自宅でのダウンロードや図書館からのネット送信というのはできるのですか。

【 図書館側委員 】

図書館側として、提案書の4番にサピエ図書館について書きましたが、障害をお持ちの方が、サピエ図書館に登録をいただければ、自宅のパソコンでダウンロードができます。サピエ図書館の画面から検索していただきますと、検索結果に点字やデージーをダウンロードするボタンが出てきますので、会員の人だけはボタンをクリックするだけでダウンロードができるという仕組みになっています。

【 運協委員 】

一般の人ではなくて、例えば障害者手帳を持っているとか、一定の条件を備えている人が、その会員になれるのですか。

【 図書館側委員 】

区立図書館や公共図書館で障害者サービスの登録をいただきますと、サピエ図書館に紹介をして、IDをもらうという仕組みになっています。

【 会長 】

次に9番ですが、図書館職員が選ぶおすすめ本のサイトとありますが、提案された委員の方、説明をお願いします。

【 運協委員 】

毎日仕事に行っていて時間がないとなると、図書館とのかかわりというのは、インターネットのみになると思います。子育て中の家庭などでは、時間をとることが難しいと思います。そういった方の視点で考えると、8番の提案にもありますが、最新の情報をいつでも図書館が持っていて見られれば大きなメリットがあると思います。本を探すときに何を選ぶかとなると、本屋では売りたい本や利益になる本という、どうしても営業的な面が出てきてしまうと思うので、図書館の図書館員の方が選ぶ、これは良書だと思われる本というのを、純粋に薦めるという面がとても必要になってくると思います。気軽に、「今月はこんな本が新刊で出ている」という図書館員の方の趣味のサイトとしての位置づけでもいいと思います。新聞の書評欄的な役割を持っていただくと、次世代に図書館の役割というのをアピールできるという意味で書きました。

【 会長 】

図書館のホームページ上で新聞等の書評欄的なものが見られるという意味ということで

す。現状で行っているのは、ブックリストの配布ですけれども、ネットで誰でもいつでも見られるというサイトがあれば非常に良いということをおっしゃったと思います。これについて、どのようにするかというのは、相当考えなければいけない部分があります。新宿区だけでという話ではなく、もっと広いつながりの中で作っていただければいいのではないかと思います。これは人文系以外にも、理科系でも社会科系も必要だと思います。公共図書館の1つのネットワークで、こういうことの充実が図れば良いと思いました。

【 運協委員 】

大事なことは、図書館員が良い本を薦められることだと思います。したがって、コンシェルジュよりもコンタクトのほうが大事だと考えています。自分が行っている新宿の図書館で、自分のことをよく分かってくれる図書館員がいて、その人と会ったら、「何々さん、こういう本がありましたよ」と言ってくれるような、そういうサービスができれば、本当に素晴らしいことだと思います。そういうものの一環が、フェイスブックやツイッター等を通じて、ネット社会の中でも、新宿の図書館というのは、こういう本がお薦めですよというものが広まっていくと思います。図書館員が選ぶ、専門家が選ぶ本を、より身近にコンタクトし、多くの方々に提案できる場というのを考えなくてはいけないと思います。よりたくさんの方が自由に本を選べるようになればいいなと思っています。

【 運協委員 】

場所としての図書館があつて、その本がすぐに手に取れるところで、お薦めが書いてあるというのもいいと思います。だからネット上でもいいし、バーチャルな世界でもいいし、リアルな図書館の空間にこういうものが位置されてもいいと思います。

【 会長 】

それでは、今の多様なメディアと幅広い分野について、これで終わらせていただきます。

次に、コミック（まんが）についてです。8点のご提案がございますので、この中から、分かりにくいところをご質問していただければと思います。

この中で新宿区とのかかわりというのが、マンガが新宿区とかわるケースと、3番や4番で、新宿区に在住の方や住んでいた方のマンガというようなこと。もう一つは、新宿が登場するマンガという意味だと思いますが、そういうものを含めた地域資料を収集することになります。

【 運協委員 】

基本的には、この新中央図書館等基本計画の中で書かれている方針でいいかと思います。提案の2番にある外国語に翻訳されているものの全てを収集。それから8番で、原画を収集して小美術館形式にするという辺りは目新しいと思います。2番の外国語に翻訳されているものに関して言うと、これは海賊版が多いので、どこまでちゃんと収集ができて、

本当に税金を使って収集していいものかどうかという問題があります。それから8番の原画は、確かに面白いと思いますが、どこかほかのところでは行っているのでしょうか。ほかの資料と扱いがだいぶ違ってくると思いますし、保存のためのコストや提供の仕方も変わってくるので工夫がいるかと思います。

【 会長 】

手塚治虫の原画ですけれど、これは川崎市民ミュージアムにあります。

ほかにもいろいろな地域の博物館や美術館で集めているところはありますが、図書館で原画を集めている例は知らないです。

【 運協委員 】

保存のスペースや提供方法というのがあるので、直ちにできるかは分かりませんが、提案された方は、新中央図書館のセールスポイントにはなりますが、提供の仕方や保存の仕方、それから実際そういう施設面などをどのようにしていくかというところまでお考えいただいたのでしょうか。

【 会長 】

提案されている方、説明していただいてよろしいですか。

【 運協委員 】

8番の原画等の貴重な資料ですけれども、コネクションがありコンタクトが取れるものがあって初めて行えますが、新宿区には、手塚治虫さんや赤塚不二夫さんという、すごく有名な方がいますので、そういう方の原画をお預かりできるようなコネクションがあると思います。また、この新中央図書館等基本計画にも、熱心な愛好家等に任されている状況があるということでしたので、その辺の心当たりがあるのであれば、任せていただけるようにお話ししてみて、新中央図書館のセールスポイントにしてみてもいいのかなと思いました。

2番の外国語に翻訳されているものですが、近所に英訳専門の本屋さんがありまして、フランス語とかも置いてあるのですが、そこで、日本で正規で出版されたものがたくさん置いてあります。学生だけではなくて、小さい人から大人まですごく人気があるということで、かなり人が入っていたので、新宿の特色になるのかなということで提案しました。

【 会長 】

中央図書館で集めるのか地域図書館で集めるのか、どこで収集するのかということも考えていかなければいけないと思います。全部中央図書館で収集しなくてもいいと思います。例えば、大久保とか、四谷では、多言語の資料を集めていますので、そういうところも考えたほうがいいと思います。

ほかにご意見ご質問がありますでしょうか。

【 運協委員 】

6番のコミックの単行本だけをそろえるというのを提案させていただきましたが、単行本以外にも、週刊誌や月刊誌のような雑誌もあると思うので、やなせたかしさんや手塚治虫さん、赤塚不二夫さんが新宿にはいらっしゃるの、そういう方の単行本ぐらひはそろえてもいいのではないかという感覚があります。それから外れるとかなりの量になりますので、本当に区にゆかりのある方のみということを書かせていただきました。

【 会長 】

分かりました。新宿区のゆかりのある方ということを加えていただいて、その方の単行本ということです。

【 会長 】

次に5番ですが、これは新宿区に限らず歴史的評価というところをあげていますが、提案された方、説明していただいてよろしいでしょうか。

【 運協委員 】

歴史などを学ぶときに、歴史をマンガにして学ぶということで、そのマンガを読んだあとに、このことがどのように書かれているのか興味を持って、おおもとの本にいくということをしてほしいという願いがあります。歴史マンガでも、その時代考証がちゃんとできていて、それから評価が定まったものというのを図書館に置いていただくと、その読んだ後に本のほうに移っていくということができないのではないかと考えています。

【 会長 】

歴史以外にも自然科学関係でもかなりマンガはあるので、歴史に限らなくてもいいと思いますが、その内容を図書館の中で評価するのかどうかは大変な問題になります。

【 運協委員 】

今、出てきたいわゆる学習マンガ、教育マンガというのと、ここで議論するコミックは違うと思います。今言われた歴史マンガは、コミックコーナーではなく歴史のところに置くと思います。

この新中央図書館等基本計画を見ていると、いわゆるコミックのお話で、基本的には単行本として出されているものが中心で、学習マンガ、教育マンガは一般書の中、あるいは児童書の中で、どこまで収集するのかという議論になると思います。つまり地域資料の延長線としてのコミックで、その新宿にゆかりのある漫画家の作品、あるいは新宿が出てくる作品というものをどこまで取り上げるのかということと、予算と保存するスペースとの

関係で決まってくると思います。優先順位としては、普通の本で、なかなか本屋さんでは入手できない、保存機能を持った図書館にふさわしいもののほうが、優先度は高くなってしまおうと思います。

【 会長 】

ありがとうございます。ここの議論の中では難しいところもありますが、学習マンガや教育マンガとコミックとのすみ分けということ、コミックを中心にすれば、保存ということを含めて、図書館の資料の中でのコミックをどのようにするか、ということです。その視点として、新宿区ゆかりというようなことだと思います。

最後に、保存の中で7番に上質紙で保存とありますが、これは可能かどうか分からないですけれども、現状のコミックは、かなり品質や製本が良くないので、複数読まれるとボロボロになってしまうのは確かです。上質紙というようなことを、出版社がどこまで協力するかだと思います。

それから、最近、三省堂が行っているサービスで、手塚治虫の全作品がデジタルになっています。それを自分で編集して、1冊の本にできるということを行っています。こういう個人レベルで行えるサービスもあります。

今回の最後のテーマですが、蔵書構成全体の問題というのは、今日お配りした、しんじゅくの図書館2012の84ページから書かれている現状の資料収集要綱がありますけれども、ここの部分とかなりかかわりを持っています。そうすると、要綱を変えていかなければいけないこと、あるいは現状の中でこれは可能なのかという視点でみていかないとはいけません。

今日は時間がないですから、ここまで踏み込めませんが、ご意見を書かれた方は、ここを参照していただいて、ご自身のご意見との整合性を確認していただいたほうがいいと思います。今日は、多様なメディアと幅広い分野とコミックについて議論してまいりましたが、これらを含めてもう一度、この蔵書構成や資料の収集・保存・提供ということを、最後の協議会の中で議論をするほうがいいと思います。

ほかに何かご意見はございますでしょうか。

【 運協委員 】

今のポイントになるところはどんなところですか。

【 会長 】

整合性、つまりこれからのサービスには、この要綱を変えなければいけないということになると思います。そういう部分を検討していただいて、議論をしたいと思います。要綱は現状のものですから、将来的にこれは有効かどうかというのを議論する必要があると思います。それから、メディアがだいぶ変わっていくときに、このまま行っていたら、このメディアは使えないということになってしまう可能性があります。

【 運協委員 】

この要綱の下に、もう少しブレークダウンした方針みたいなものはないのでしょうか。

【 図書館側委員 】

資料の収集計画やさらに要領等がありますので、それはお配りできます。

【 運協委員 】

収集要綱ということですが、図書館の具体的なマニュアルといったものを、提示していただかないと意味がないと思います。

【 運協委員 】

今、問題にしている収集要綱の一番最後の付則を見たら、平成 22 年 4 月 1 日から施行となっていますが、最近作られたものと理解してよろしいのかということと、問題になっている電子書籍ですが、この収集要綱の第 2 章の基本方針にある第 3 条で収集する資料の種類とありますが、これでは電子書籍は読み込めないと思います。ところが、電子書籍は、収集するものではなくアクセスを提供しているだけなので、収集といえるのかどうか。この収集要綱の中では、電子書籍は議論できないのかもしれない。場合によっては、電子書籍についての要綱を別途作る必要もあるのかもしれない。

特に今、問題なのは、この収集要綱は 2 年前に新しく作ったということですか。

【 図書館側委員 】

収集の要綱につきましては、平成 22 年と書いてありますが、昭和 61 年 4 月 1 日から、要綱はあります。

【 運協委員 】

先ほどの電子書籍も含めて、状況が変わってきたので見直しをしてくれていると思いますが、見直しの状況が分かると、この収集要綱の中で何がポイントになるかが、もう少しはつきりしてくると思います。

【 図書館側委員 】

ご指摘の通り、状況が変わってきておまして、最近では商用データベースのプリントアウトも始めております。商用データベースは、図書館資料ではないということで、管理運営要綱の中で複写について変更したばかりの部分もございます。そういった対応をしていますが、電子資料の導入を視野に入れつつ、収集要綱も見直していきたいと思っております。

【 会長 】

時間がなくなりましたが、そのほかにどなたか、何か議論の進め方や今後につ

いてありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、このテーマについては、次回までにご意見をいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(了)